

Net 119 緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、Net 119 緊急通報システム（以下「Net 119」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、Net 119 とは聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができるスマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォン等をいう。以下同じ。）を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 Net 119 を利用登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚障害者や言語に障害等があり、音声による119番通報が困難で、川崎市に在住、在学、在勤の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防局長が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 Net 119 を利用しようとする者は、別に定めるNet 119 緊急通報システム利用規約に同意のうえ、添付の川崎市Net 119 緊急通報システム利用（登録・変更・廃止）申請書兼同意書（以下「申請書兼同意書」という。）を消防局長に提出しなければならない。

(登録審査及び通知)

第5条 消防局長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者をNet 119 の利用者として登録するものとする。

2 消防局長は、登録した旨を当該申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書兼同意書に必要事項を記載し、消防局長に提出しなければならない。

- (1) 申請書兼同意書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を変更したとき。
- (3) 利用者としての登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取消することができる。

- (1) 前条第3号の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 N e t 1 1 9 の利用料は無料とする。ただし、N e t 1 1 9 の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 N e t 1 1 9 の利用に係る登録の申請その他N e t 1 1 9 の利用に必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

かわさきし ねっと きんきゅうつうほう
川崎市 Net119緊急通報システム
りよう とうろく へんこう はいし しんせいしよけんどういしよ
利用（登録・変更・廃止）申請書兼同意書
しんせいねんがっぴ ねん がつ にち
申請年月日 年 月 日

ねっと きんきゅうつうほう
Net119緊急通報システム利用規約に同意し申請します。

しんせいしやじゆうしよ
申請者住所：

しんせいしやしめい
申請者氏名：（りよう かた かんけい
利用する方との関係：）

りよう かた ほんにん ばあい きにゆう ふよう
※ 利用する方が本人の場合は、記入は不要です。

※ 1 へんこう ばあい へんこうぶぶん はいし ばあい しんせいしやじゆうしよ しんせいしやしめい きにゆう すみ しんせい
変更の場合は変更部分、廃止の場合は申請者住所・申請者氏名を記入し速やかに申請してください。

※ 2 まどぐちとうろく さい りよう たんまつ も いちぶ きしゆ りよう ばあい
窓口登録の際に利用する端末をお持ちください。一部の機種で利用ができない場合があります。

りよう かた きほんじょうほう
■ 利用する方の基本情報

し めい 氏 名	ひつす 【必須】	
フリガナ	ひつす 【必須】	
りようたんまつ 利用端末	ひつす 【必須】	スマートフォン ・ けいたいでんわ 携帯電話 ・ タブレット ・ その他
メールアドレス	ひつす 【必須】	@
せい べつ 性 別	ひつす 【必須】	だんせい 男性 ・ じょせい 女性
せいねんがっぴ 生年月日	ひつす 【必須】	たいしやう しょうわ へいせい れいわ ねん がつ にち 大正・昭和・平成・令和 年 月 日
じゆう しょ 住 所	ひつす 【必須】	〒 — (アパート・マンション名等)
しゆわつうやく はけん 手話通訳の派遣	ひつす 【必須】	☐ 希望する・ ☐ 希望しない ※ かわさきしな い つうほう かぎ しゆわつうやく はけん かのう 川崎市内からの通報に限り手話通訳の派遣が可能です。
でんわばんごう (FAX番号)	ばんごう	☐ 電話とFAX兼用 (該当の場合 ☒ チェックを入れてください。) でんわ 電話 — — (FAX — —)
しょうがい ないやうとう 障害の内容等		ろうあ なんちょう はつわこんなん た ろうあ・難聴・発話困難・その他 ()

※ うらめん とうろくこうもく
裏面にも登録項目がありますので、記入をお願いします。

■ **緊急連絡先** ※ 最大3名まで登録できます。緊急時には、特にたいせつな情報です。

家族や友人等を登録しておくとは本人と連絡が取れない場合に川崎市消防局から連絡することがありますので、登録される方へ主旨の説明や承諾を得てください。

登録される場合は の項目を全て記入してください。

また、複数登録を希望される方は別紙に記入してください。

氏名（フリガナ）	ご関係（続柄等）
電話番号（FAX番号）	電話 — — （FAX — — ）
メールアドレス【いずれか一つ必須】	@
住所	〒 — （アパート・マンション名等）
備考	

■ **よく行く場所** ※ 最大5件まで登録できます。登録される場合は の項目を全て記入してください。

市内の勤務先や学校などがありましたら登録してください。複数登録を希望される方は別紙に記入してください。

名称	
住所	〒 — （アパート・マンション名等）
備考	

■ **医療情報**

通報時に、消防に知らせたい持病やかかりつけの病院を記入してください。

持病	けつえきがた 血液型 A / B / O / AB （RH：＋／－／不明）
かかりつけの病院等	
（診療科目・担当医等）	
	じょうびやく 常備薬 アレルギー有・無（ ）
備考	

※「緊急連絡先」「よく行く場所」の追加、「その他消防に知らせいこと」がありましたら、別紙に記入してください。

消防局記入欄

「緊急連絡先」、「よく行く場所」を追加される方は記入してください。

「その他消防に知らせたいこと」がありましたら裏面に記入してください。

緊急連絡先

の項目は全て記入してください。

氏名（フリガナ）	ご関係（続柄等）
電話番号（FAX番号）	電話（FAX）
メールアドレス【いずれか一つ必須】	@
住所	〒（アパート・マンション名等）
備考	

緊急連絡先

の項目は全て記入してください。

氏名（フリガナ）	ご関係（続柄等）
電話番号（FAX番号）	電話（FAX）
メールアドレス【いずれか一つ必須】	@
住所	〒（アパート・マンション名等）
備考	

よく行く場所

の項目は全て記入してください。

市内の勤務先や学校などがありましたら登録してください。

名称	
住所	〒（アパート・マンション名等）
備考	

よく行く場所

こうもく

すべ

きにゆう

の項目は全て記入してください。

し

ない

きんむさき

がっこう

市内の勤務先や学校などがありましたら登録してください。

めい しょう 名 称	
じゅう しょ 住 所	〒 — （アパート・マンション めい など 名等）
び こう 備 考	

よく行く場所

こうもく

すべ

きにゆう

の項目は全て記入してください。

し

ない

きんむさき

がっこう

市内の勤務先や学校などがありましたら登録してください。

めい しょう 名 称	
じゅう しょ 住 所	〒 — （アパート・マンション めい など 名等）
び こう 備 考	

よく行く場所

こうもく

すべ

きにゆう

の項目は全て記入してください。

し

ない

きんむさき

がっこう

市内の勤務先や学校などがありましたら登録してください。

めい しょう 名 称	
じゅう しょ 住 所	〒 — （アパート・マンション めい など 名等）
び こう 備 考	

た

しょうぼう

し

その他、消 防に知らせたいことがありましたら記入してください。

Net119 緊急通報システム利用規約

(はじめに)

川崎市消防局(以下、「当消防」といいます。)が提供する Net119 緊急通報システム(以下、「Net119」といいます。)を利用される方は、本規約の全てをお読みいただき、ご同意いただいた場合に限り、利用者登録をした上で Net119 をご利用いただくことができます。

(適用範囲)

本規約は、Net119 及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(サービス概要)

Net119 は、音声での 119 番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォン等からインターネット(Web)を使って 119 番通報できるシステムです。

(利用条件)

(1) 利用対象者は、音声による 119 番通報が困難な方で、本市に在住、在学、在勤の方です。音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。

(2) Net119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。

(3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、セキュリティや暗号化の担保されていない、安全な通信ができない携帯電話等では、Net119 が利用できません。

(安全な通信ができない携帯電話等を使用する場合、悪意のある第三者から通信内容を盗み見られる、通報内容を書き換えられるなどのおそれがあるため、新しい機種に買い換えて安全な通信での利用をお願いいたします。)

(4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能、及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット端末、一部の高性能フィーチャーフォンが必要となります。

(5) 通報を行うには GPS 機能を ON に設定する必要があります。

(6) 通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合もあるので、常に ON にしておくことをお勧めします。

(7) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、Net119 からのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否(ドメイン指定等)が設定されている場合は、設定を解除いただくか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。(機種により設定方法が違いますので、設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱い説明書や販売店等で、ご確認をお願いいたします。)

(8) 利用するスマートフォン・フィーチャーフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。

(9) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

(10) 緊急通報以外には使用できません。

(利用者登録における注意)

(1) 複数のスマートフォン、タブレット端末、フィーチャーフォン等をご利用の場合は、1 台ごとに登録が必要になります。

(2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になり

ます。

「氏名(フリガナ)」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「メールアドレス」

※使用できる文字:英数字、.(ピリオド)、-(ハイフン)、_(アンダーバー)、@(アットマーク)

※ピリオドの連続(..)やアットマークの直前のピリオド(.@)を含むメールアドレスは使用できません。

- (3) 通報者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。いざという時に、当消防が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。

「よく行く場所の名称」「よく行く場所の住所」

- (4) 通報時に体調不良等の理由により連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、連絡先や緊急連絡先に関わる情報を登録することが出来ます。いざという時に、当消防が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することを強くお勧めします。

「電話番号」「FAX 番号」、「緊急連絡先氏名(フリガナ)」、「緊急連絡先続柄」、「緊急連絡先電話番号」、「緊急連絡先 FAX 番号又はメールアドレス」

- (5) 通報時に何らかの理由で当消防から利用者に連絡が取れなくなってしまう際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

- (6) 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に当消防から登録された方に意思の確認を行う場合もあります。

- (7) 登録いただいた情報は、緊急時に当消防が判断した場合において、消防救急活動に必要と認められる範囲で、行政機関や医療機関、警察等に対して情報提供を行います。また当市以外の消防機関がNet119の緊急通報を受付けた場合も同様の取扱いとなります。

- (8) 以下の事由が発生した場合には、速やかに「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

① 転居やメールアドレス等、登録済の利用者情報に変更があった場合

② スマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォン等の機種変更を行った場合

③ Net119 の利用を中止したい場合

- (9) Net119 の利用意思を確認するために、当消防から登録者様宛に定期的にメールを送信させていただくことがあります。メールの受信を確認したらメール本文中のURLへ接続してください。この操作により1年間の継続意思を確認したものとみなします。長期間にわたり登録者様のご利用意思を確認できない場合には、当消防において利用の停止又は利用者情報を抹消することがあります。

- (10) 登録者様別に発行される本登録用 URL は個人を認証する情報になりますので、なりすまし通報の防止の為、他人に知らせないでください。

(通報時における注意点)

- (1) 音声通話により 119 番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119 の「他の人をお願いする」機能で、音声通話による 119 番通報を依頼してください。
- (2) 通報を行う際には、初めに「火事」「救急」「その他」の通報種別を選択し、その次に、現在位置を「自宅」、「現在地」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (3) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防に送られます。「現在地」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報が消防に送られます。GPS 測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (4) 現在位置の入力が完了すると、通報確認画面が表示されます。場所を特定するための目印などを文字で入力してください入力しなくても通報できます。通報ボタンをスライドすることで通報が消防に接続され、チャットを開

始します。詳しい状況を教えてください。

- (5) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (6) チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、消防から登録されたメールアドレス宛に「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。
- (7) 「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があった場合には、忘れずに登録情報の変更を行ってください。
- (8) 通報地点が不明な場合(取得した位置情報が大きくずれている場合等)は、別の手段での通報(第三者による通報等)を案内する場合があります。
- (9) 「練習する」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習する」機能では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが、当消防に通報されることはありませんので、気兼ねなくお使いください。
- (10) いたずら通報等の適正な利用ではないと判断される場合は、以後の通報の受信を終話する場合があります。

(サービスが利用できない場合)

- (1) Net119 を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外等、Net119 を利用できない場所があります。
- (2) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により利用できない場合があります。
- (3) 何らかの理由により Net119 による通報ができない場合には、Net119 以外の手段によって 119 番通報を行ってください。
- (4) Net119 のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを当消防より事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしてください。
- (5) 当消防は、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることもなく Net119 の全部又は一部を停止、変更、休止又は廃止できるものとします。
当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

- (1) 当消防は、Net119 で収集した個人が特定される、又は、特定され得る情報(他の情報との照合により個人を特定できる情報を含む)(以下「個人情報」といいます)を、川崎市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、登録された個人情報につきましては、Net119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 当消防の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防へ通報を転送します。その際、登録いただいた情報のうち「利用者登録における注意の(2)」の情報を管轄の消防へ転送いたします。
- (3) 管轄消防から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) Net119 の利用者登録情報、及び通報内容(通報画面(チャット画面等))に入力される情報及び通報した位置情報等が、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、当消防及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者(ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます)によってアクセスされます。
- (5) 退会等に伴う登録抹消の後においても、登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) 個人情報の訂正・削除等のお問合せは、当消防までご連絡ください。

(利用者の責任)

利用者は、自己責任において Net119 を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備および通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。当消防は、Net119 について慎重に管理をしますが、利用者が Net119 の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が当消防にある場合を除き何ら責任を負わないものとします。

(禁止事項)

利用者は前項に定めるものの他に、Net119 の利用にあたって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- ①法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- ②他の利用者、当消防又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- ③人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- ④公序良俗に反する行為
- ⑤法令に違反する行為
- ⑥自殺を誘引または勧誘する行為
- ⑦虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- ⑧当消防の書面による事前の承諾を得ずに、Net119 に関連して営利を追求する行為
- ⑨当消防による Net119 の運営を妨害する行為
- ⑩Net119 の信用を失墜、毀損させる行為
- ⑪Net119 を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- ⑫Net119 を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- ⑬その他、当消防が不適切と判断する行為

(知的財産権等)

- (1)Net119 に関するコンテンツの権利(所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等)は当消防または当該権利を有する第三者に帰属しています。
- (2)利用者は、Net119 を利用するにあたって、一切の権利を取得することはないものとし、当消防は、利用者に対し、Net119 に関する知的財産権について、Net119 を本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用权を許諾するものとします。
- (3)利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等、Net119 に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- (4)本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、当消防に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に当消防に損害を与えたときは、当消防に対しての当該損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

- (1)Net119 に係る情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、当消防は、何らの責任も負わないものとします。
- (2)利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net119 が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者に生じた損害について、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(3) Net119 を利用者の端末機に登録するにあたって利用者の端末機がコンピュータウィルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(4) 天災・事変等の非常事態により Net119 が正常に利用できない場合、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(規約改定)

当消防は、本規約を随時改訂することができるものとします。当消防は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約を Net119 内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議及び管轄裁判所)

Net119 に関連して利用者、当消防ないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。なお、協議によっても疑義、問題が解決しない場合、当該紛争については、横浜地方裁判所又は川崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

(お問い合わせ先)

川崎市消防局警防部指令課

電話 044-223-2544

FAX 044-223-2654

メールアドレス 84sirei@city.kawasaki.jp